

課外活動指定強化部制度

(目的)

第1条 この制度は、課外活動団体に関する取扱要綱に基づき、課外活動の効果的強化振興を図ることを目的とする。

(強化部の種類)

第2条 強化部を「1種指定強化部」・「準1種指定強化部」・「2種指定強化部」に区分し、学生生活支援委員会（以下「委員会」という。）が定める。

(1) 1種指定強化部

- ア 本学の社会的評価を高めてきた実績があり、かつ今後もその可能性が極めて高い団体であること。
- イ 全国的評価が得られ、その活躍が顕著で将来性が高いこと。
- ウ 引き続き全日本レベルを維持する可能性が高いこと。

(2) 準1種指定強化部

- ア 全日本大会等で数年間継続して顕著な成績を上げていること。
- イ 一定の全国的評価を得ており、その活躍が顕著で将来性が高いこと。
- ウ 大学への貢献度が極めて高いこと。

(3) 2種指定強化部

- ア 全日本大会等で顕著な成績を上げる可能性が高いこと。
- イ 全国的評価が得られるよう努力しており、活躍が顕著であること。
- ウ 大学への貢献度が極めて高いこと。

(強化部の指定期間、団体数及び強化費)

第3条 強化部の指定期間、団体数及び強化費について次のとおり定める。

(1) 1種指定強化部

- ア 期間 2年を原則とする。
- イ 団体数 同一の期間に3団体までとする。
- ウ 強化費 当該年度の予算額を勘案し、別表に定める額を限度として援助を行う。

(2) 準1種指定強化部

- ア 期間 2年を原則とする。
- イ 団体数 同一の期間に5団体までとする。ただし、1種指定強化部が団体数の上限に満たない場合には、その差を上限としてこれに加えることができる。
- ウ 強化費 当該年度の予算額を勘案し、別表に定める額を限度として援助を行う。

(3) 2種指定強化部

- ア 期間 2年を原則とする。
- イ 団体数 同一の期間に10団体までとする。ただし、1種指定強化部及び準1種指定強化部がそれぞれに定められた団体数の上限に満たない場合には、それぞれの差を上限としてこれに加えることができる。
- ウ 強化費 当該年度の予算額を勘案し、別表に定める額を限度として援助を行う。

2 強化費は神奈川大学教育振興基金を充当するものとする。

3 上記強化部は、2年ごとに見直しをするものとする。ただし、当該強化部の活動状況によっては、年度ごとに見直しを行うことができる。

(新規指定)

第4条 委員会は、公認団体の活動の実績に基づいて、第2条に掲げる要件を満たすと認められる公認団体が存在する場合には、当該公認団体を強化部候補として推薦することができる。

2 推薦された公認団体が強化部となることを希望する場合には、所定の申請書類を過去5年間の活動成果を示す資料とともに委員会に提出するものとする。

3 学生生活支援部長（以下「部長」という。）は、委員会の審議を経て当該公認団体を新たに2種指定強化部として認めることができる。ただし、第3条第1項第3号で定められた2種指定強化部の団体数の上限に満たない場合に限る。

(強化部の審査)

第5条 委員会は、課外活動団体に関する取扱要綱に基づき、強化部の年間活動成績等及び強化費の執行状況について審査しなければならない。

(強化部の指定取消し、種類の変更及び経過観察団体)

第6条 部長は、特定の強化部が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て、当該強化部の指定の取消し又は種類の変更をすることができる。

- (1) 大学の名誉を著しく傷つけたとき。
- (2) 指定期間内に第2条に規定する目的の達成が困難と判断するとき。
- (3) 指定期間内に当該強化部より、辞退の申し出があったとき。
- (4) その他委員会が適当と認めるとき。

2 部長は、前項の規定に基づく指定の取消し又は種類の変更を直ちに行うことが不相当と認めるときは、委員会の審議を経て、2年以内の期間を定めて当該強化部を経過観察団体とし、強化部としての取扱いを継続しながら、改善の状況をその観察に付することができる。

(制度の改廃)

第7条 この制度の改廃については、委員会の議を経て決定する。

附 則

この制度は平成12年4月1日より施行する。

附 則

この制度は平成17年3月16日より施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この制度は平成17年6月22日より施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この制度は平成24年2月22日より施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この制度は平成25年4月1日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この制度は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この制度は令和2年4月1日より施行する。